

第49回全国育樹祭の会場の運営管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第49回全国育樹祭（以下「育樹祭」という。）について、大会の円滑な運営及び秩序の維持を図るため、会場の運営管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「会場」とは、式典会場、お手入れ行事会場及び懇談会場をいう。

(会場の運営管理者)

第3条 育樹祭の行事が実施される間、会場の運営管理は、第49回全国育樹祭和歌山県実行委員会会長（以下「運営管理者」という。）が行うものとする。

(会場)

第4条 前条の規定により運営管理者が運営管理する会場は、次のとおりとする。

- (1) 式典会場 白浜会館において式典行事が開催される区域
- (2) お手入れ行事会場 新庄総合公園においてお手入れ行事が開催される区域
- (3) 懇談会場 白良荘グランドホテル

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定は、大会の円滑な運営及び秩序の維持に必要な限度において、同項の会場周辺の区域（バス乗降所等）についても適用するものとする。

(持込禁止物)

第5条 何人も、会場に次の各号に掲げる物を持ち込んで서는ならない。ただし、運営管理者が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 銃砲、刀剣類、毒劇物、火薬類その他危険物
- (2) 包丁、ナイフ類、かみそり、はさみ、針その他鋭利な物
- (3) 木刀、鉄パイプ、材木、チェーンその他凶器として使用されるおそれのある物
- (4) 発煙筒、爆竹、花火、油類その他可燃性危険物
- (5) ビン類、缶類(スプレー缶を含む。)、ペットボトル、水筒、傘、カメラ三脚、凍結物、ボール類、ブーメランその他投てきにより他人に危害を与えるおそれのある物
- (6) 高出力無線機その他会場内の機器類に影響を及ぼすおそれのある無線通信機類
- (7) ホイッスル、拡声器、楽器、ラジオカセット、防犯ブザーその他大きな音が出る物
- (8) レーザーポインター、サーチライト、反射鏡その他行事を妨げるおそれのある光を発する物
- (9) 無人航空機(ドローン、ラジコン等) その他入場者に迷惑若しくは危険を及ぼし、又は及ぼすおそれのある物
- (10) スケートボード、ローラースケートその他各会場内の通行に支障を及ぼすおそれのある物
- (11) 大きなカバン、スーツケース、ベビーカーその他会場内の通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物
- (12) カバン等の荷物収納袋類（小型のハンドバッグ、ポーチを除く。）
- (13) 掲示板、立看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、プラカード、ゼッケン、風船、配布を目的とする文書・図書・図面・印刷物
- (14) 懇談会会場におけるカメラ、ビデオカメラ及びそれに類する物
- (15) その他各会場の運営若しくは進行を妨げ、又は妨げるおそれのある物

(禁止行為)

第6条 何人も、会場において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、運営

管理者が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 運営管理者が交付したＩＤカード、リストバンド等を装着しないで入場すること。
- (2) 入場する資格を有する者以外の者がその代理として、又は身分を偽り入場すること。
- (3) 立入りを制限又は禁止している区域に正当な理由なく立ち入ること。
- (4) アルコール、薬物その他の物質により、酩酊等した状態で入場又は入場しようとする事。
- (5) 飲酒すること（ただし、懇談会及び式典終了後にする飲酒を除く。）。
- (6) 指定の区域以外において、飲食又は喫煙（加熱式たばこ・電子たばこを含む。）すること。
- (7) 指定の区域以外へごみその他の汚物を投棄すること。
- (8) 指定の区域以外で火気を使用すること。
- (9) 通行の妨害となる行為をすること。
- (10) 示威又は喧噪にわたる行為を行うこと。
- (11) 施設、工作物、器物等を汚損若しくは破損し、又はみだりに装置を操作すること。
- (12) 関係者を脅迫、威圧、侮辱、挑発若しくは面会を強要し、又は会場内に居座ること。
- (13) 集会、デモ、宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、商行為、募金活動及び印刷物の配布を行うこと。
- (14) 指定の区域以外に車両を進入させ、又は停車若しくは駐車させること。
- (15) 運営管理者の発行する大会関係車両証を提示しないまま、運営管理者が指定する区域に車両を進入、停車又は駐車させること。
- (16) 会場及びその上空に、前条第 13 号に定める小型無人機その他の機器を侵入させること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、大会の円滑な運営及び秩序の維持を妨げ、又は妨げるおそれのある行為をすること。

（許可を要する行為）

第 7 条 会場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ運営管理者の許可を受けるものとする。ただし、運営管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 文書、図画その他の物を掲示又は頒布すること。
- (2) 掲示板、立看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、プラカード、ゼッケン等を持ち込み、これらを掲示、掲揚又は着用すること。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) 宣伝、勧誘、講演、集会、物品の販売、寄付の募集その他これらに類する行為をすること。
- (5) テント、小屋その他の工作物を設置すること。

2 運営管理者は、前項の許可に必要な条件を付することができる。

（遵守事項）

第 8 条 何人も、会場においては次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、運営管理者が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 手荷物等の検査に応じること。
- (2) 第 5 条各号に掲げる持込禁止物を保持するときは、入場前にこれを運営管理者に預けること。
- (3) 運営管理者が交付したＩＤカード、リストバンド等を視認できるよう装着するとともに、これらを破損又は亡失した場合は、速やかに運営管理者に申し出てその指示を

受けること。

- (4) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、障害者手帳その他原則として顔写真付きの本人であることを確認するに足る書類をいう。以下同じ。）を携行するとともに、運営管理者及び会場の警備を行う者から提示を求められた場合はこれに応じること。
- (5) 物品を携行する場合は必要最小限度とし、式典会場及びお手入れ行事会場においては運営管理者が交付する透明な袋に入れること。
- (6) 会場係員（運営管理者の指揮命令下で行事運営に従事する者及び会場に配置された警察官をいう。以下同じ。）の指示、案内、誘導等に応じること。
- (7) 指定された場所で観覧するとともに、会場係員から移動を指示された場合はこれに応じること。
- (8) 行事が行われている間は、携帯電話等の電源を切り、又はマナーモードに設定すること。
- (9) 照明用ライト及びストロボを使用しないこと。
- (10) 指定された方法でごみを処理するとともに、清潔の保持に努めること。
- (11) 火災、盗難その他事故の防止に努めること。

（質問等）

第9条 会場係員は、必要があると認める場合は、入場者等に対し、質問をし、本人確認書類等の提示を求め、所持品の検査をし、又は必要な指示をすることができるものとする。

（措置命令）

第10条 運営管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、会場への入場の拒否、行為の中止、会場からの退場、持ち込み物の撤去その他必要な措置をとることができる。

- (1) 第5条各号に掲げる持込禁止物を持ち込み、又は持ち込もうとする者
- (2) 第6条各号に掲げる禁止行為を行い、又は行うおそれのある者
- (3) 第7条第1項の許可を受けないで同項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれのある者
- (4) 第8条各号に掲げる事項を遵守しない者

2 前項の措置は当該措置を命じられた者の責任において実施するとともに、その経費は当該者が負担するものとする。

（警備要請等）

第11条 運営管理者は、その業務の遂行に必要があると認める場合は、会場に配置された警察官に対し必要な協力を求めることができる。

（周知）

第12条 運営管理者は、会場内、入場口等への立看板の設置等の方法により、第5条から第10条までの規定について周知するものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、会場の運営管理に関し必要な事項は、運営管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年7月30日から施行する。

2 この要綱は、育樹祭の行事が終了した時に、その効力を失う。